

設計要求書

【 小児医療センターほか電気設備改修工事設計業務 】

本業務の実施項目等は、次のとおりとし、改修によって生ずる影響範囲も本設計業務に含めるものとする。

1 仮設工事

(1) 工事前仮設物

設計にあたり現地調査、既存図面を確認して工事による影響範囲を確認し段階的な切り替え施工や仮設等を検討確認すること。

① 仮設足場

② 機器搬入・搬出計画

③ 仮設電源設備

・工事中、電源を落とすことができない機器類に、仮設電源を整備する。

④ その他必要なもの

2 小児医療センター

(1) 照明設備改修工事設計

① 電灯設備

- ・改修範囲は、病院本棟 1 階・6 階・12 階 とする。
- ・改修範囲の一般用及び非常用照明設備を全て L E D へと更新する。
- ・対象棟のトイレ照明は、人感センサー式とする。

(2) 構内交換設備改修工事設計

① 構内交換設備

- ・改修範囲は、病院本棟全体（病院施設に係るもののみ） とする。
- ・対象棟の構内交換設備一式（電話交換機、中継台等）を更新する。
- ・必要に応じて電話機の更新も設計の範囲とする。
- ・付帯設備で同時改修の方が合理的なものに関しては今回の改修対象とする。

(3) 監視カメラ設備改修工事設計

① 監視カメラ設備

- ・改修範囲は、病院本棟全体（病院施設に係るもののみ） とする。
- ・対象棟の監視カメラ設備一式（セキュリティ及び医療用）を更新する。
- ・付帯設備で同時改修の方が合理的なものに関しては今回の改修対象とする。

3 がんセンター

(1) 照明設備改修工事設計

① 電灯設備

- ・改修範囲は、本館棟地下 1 階 とする。
- ・改修範囲の一般用照明設備を全て L E D へと更新する。
- ・対象棟のトイレ照明は、人感センサー式とする。

- ・令和7年5月末までに設計成果品を完了させる。

(2) 監視カメラ設備改修工事設計

① 監視カメラ設備

- ・改修範囲は、本館棟全体 とする。
- ・対象棟の監視カメラ設備一式（セキュリティ及び医療用）を更新する。
- ・付帯設備で同時改修の方が合理的なものに関しては今回の改修対象とする。

4 その他

- ・設計方針、設計範囲等に疑義のある場合は、協議するものとする。
- ・病院という特性を踏まえ施設管理者と十分に協議を行い、仕様・施工時期・施工方法・仮設計画の検討を行うこと。